

通所介護  
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会  
デイサービスセンター福寿ざま相武台



通所介護サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

#### 1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本アメニティライフ協会
所 在 地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設 立	平成8年4月3日
資 本 金	5,000万円
代 表 者	代表取締役 江頭 瑞穂

#### 2. 事業所の概要

名 称	デイサービスセンター福寿さま相武台
所在地	座間市相武台2-32-20
電話番号	046-298-7845
開設年月日	2022年7月1日
事業の種類	通所介護
介護保険事業所番号	1474101688
管理者氏名	荒木 美奈子

#### 3. 営業日及びサービス提供時間等

営 業 日	月・火・水・木・金・土・日・祝(365日営業)
営業時間	8:30~17:30
サービス提供時間	9:40~16:40
通常の事業実施地域	座間市、相模原市
利用定員	20名(通常規模型通所介護)

#### 4. 設備

事務室	2箇所	2.40m <sup>2</sup> 、9.0m <sup>2</sup>
食堂兼機能訓練室	1箇所	60.63m <sup>2</sup>
相談室	1箇所	10.12m <sup>2</sup>
静養室	1箇所	2.52m <sup>2</sup>
トイレ	2箇所	6.05m <sup>2</sup>
浴室・脱衣室	2箇所	7.50m <sup>2</sup>

特浴室・脱衣室	1箇所	9.00㎡
厨房(有料老人ホームと共用部)	1箇所	22.52㎡

## 5. 職員体制の概要

	職 種	職 務 内 容 等	員 数
1 単 位	管理者	勤務時間 8:30～17:30 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする。	1名(常勤)
	生活相談員	勤務時間 9:40～16:40 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取ります。	サービス提供時間に1以上配置
	介護従業員	勤務時間 9:40～16:40の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行います。	2名以上配置
	看護職員	勤務時間 9:40～16:40 サービス提供日ごとに、専ら提供に当たる看護職員を1以上配置行います。	サービス提供日に1名以上配置
	機能訓練指導員	勤務時間 9:40～16:40 機能訓練指導員として有資格者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ師又は一定の実務経験を有するはり師、きゅう師※)を1名以上配置を行います。	サービス提供日に1名以上配置

## 6. 介護サービスの概要

通所介護計画等の作成	事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した通所介護計画を作成します。
入浴の介助	① 入浴、清拭の介助 ② 衣服の着脱、洗髪、洗身の介助 ③ その他の必要な介助
排泄の介助	① 排泄の声掛け、見守り、介助 ② 排泄の準備、後始末 ③ その他の必要な介助
機能訓練	① 日常生活動作を通じた機能訓練 ② 散歩、ゲーム

レクリエーション活動	① 集団的に行うレクリエーション ② 季節に応じた行事
送迎サービス	① ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業実施地域外の送迎は交通費実費負担
通所介護記録の作成等	① サービスを提供したときは、「通所介護記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ② 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間にわたり保存します。

## 7. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照)

介護保険料	介護保険料の自己負担分	
介護保険外利用料	食費	昼食600円・おやつ100円
	その他の費用	実費相当分
キャンセル料	<p>介護保険外利用料については、利用予定日の前々日までご連絡下さい。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料として下記の料金をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではありません。</p> <p>1) 利用予定日の前々日まで 無料</p> <p>2) 利用予定日の前日まで 当日の利用料金の50%</p> <p>3) 利用予定日の当日まで 当日の利用料金の100%</p>	

## 8. 緊急時対応方法および損害賠償

緊急時対応方法	<p>① 利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。</p> <p>② 突発的な事象時(骨折や健康状態の急変)には救急車で対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。</p>
---------	--

損害賠償責任	<p>① 事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。</p> <p>② 事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。</p>
損害賠償責任保険 加入先	東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険

#### 9. 苦情相談窓口

事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号：046-298-7845</li> <li>・FAX 番号：046-298-7866</li> <li>・管理者：荒木 美奈子</li> <li>・対応時間：午前8時30分～午後5時30分</li> </ul>
座間市介護保険課 事業者支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：座間市緑ヶ丘1-1-1</li> <li>・電話番号：046-252-8077</li> <li>・FAX 番号：046-252-8238</li> <li>・利用時間：午前8時半から午後5時15分</li> </ul>
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護 福祉部 介護保険課 介護苦情相談係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：横浜市西区楠町27番地1</li> <li>・電話番号：045-329-3447</li> <li>・利用時間：午前8時半から午後5時15分</li> </ul>
(その他相談窓口)	<p>所在地：</p> <p>電話番号：</p> <p>受付時間：</p>

#### 10. サービスの利用にあたっての留意事項

利用日にご持参いただくもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等）</li> <li>② 内服薬及び処置に必要な医療用材料</li> <li>③ 上履き及び着替え</li> <li>④ ご家族との連絡帳</li> <li>⑤ その他利用者のサービスに必要な用品</li> </ul>
その他の留意事項

- ① 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。
- ② 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ③ 所持金品は自己の責任で管理してください。
- ④ 事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑤ 施設内は全館禁煙です。

### 1 1. 非常火災対策

- 1 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
- 2 管理者は、甲種防火管理者を選任します。
- 3 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- 4 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

### 1 2. 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。  
また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとし、

### 1 3. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### 1 4. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

#### 1 5. 虐待の防止及び発生時の対応

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するため事業所の管理者を担当者とすり。
  - ⑤従業者が高齢者虐待を把握した場合、虐待の防止のための指針に基づき、管轄行政等へ迅速かつ適切に通報することとする。

#### 1 6. 身体拘束等の原則禁止

- ①事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ②事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### 1 7. 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- ② 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

#### 1 8. その他運営についての留意点

- ①従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。
  1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
  2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）
- ②事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。

③事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

以上

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

通所介護利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

事業所 (所在地) 座間市相武台2-32-20

(名称) デイサービスセンター福寿さま相武台

説明者 (氏名) 印

通所介護利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

## 料 金 表

デイサービスセンター福寿ざま相武台

2024年6月1日現在

## 介護保険外利用料

座間市 5級地： (10.45円)

食費	昼食	600円/回	ご利用者に提供する食事に係る費用
	おやつ	100円/回	
送迎費	実施地域を越えた地点から、片道分1kmごとに15円		通常の事業実施地域外への送迎に係る費用
おむつ代	実費		

## 座間市介護予防通所介護相当サービスの基本単位

	単位	利用者負担額の目安			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1				
	1,798単位	1,879円	3,758円	5,637円	
通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2				
	3,621単位	3,784円	7,568円	11,352円	

## 座間市介護予防通所介護相当サービスの加算単位・減算単位

項目	単位	利用者負担額の目安			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	240単位	251円	502円	753円	認知症によって事業対象者、要支援者となった若年性認知症の利用者に対して、個別に担当者を定めサービス提供した場合、1月につき加算されます。
同一建物に居住する利用者の減算	-376単位	-393円	-786円	-1,179円	併設建物の利用者へのサービス提供の場合、1月につき減算されます。 ※事業対象者・要支援1
同一建物に居住する利用者の減算	-752単位	-786円	-1,572円	-2,358円	併設建物の利用者へのサービス提供の場合、1月につき減算されます。 ※事業対象者・要支援2
送迎減算(片道につき)	-47単位	-50円	-99円	-148円	事業所が送迎を行わず、利用者自身による来所・家族による送迎等が行われた場合に片道につき減算されます。
科学的介護推進体制加算	40単位	42円	84円	126円	全ての利用者に係る心身の状況等のデータについて科学的介護情報システム(LIFE)を通じて厚生労働省へ少なくとも3ヶ月ごとに1回以上提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上に取り組んだ場合、1月につき加算されます。
介護職員等処遇改善加算II	介護報酬総単位数(基本額+各種加算減算)×9%<1単位未満の端数四捨五入>となります。				

※利用者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法

$$\text{単位} \times \text{地域単価} (\text{5級地: } 10.45\text{円}) \times 1 (\text{日又は月}) = \text{〇〇円} (\text{1円未満切り捨て})$$

$$\text{〇〇円} - (\text{〇〇円} \times 0.9, 0.8 \text{又は} 0.7 (\text{1円未満切り捨て})) = \text{△△円} (\text{利用者負担額})$$

※上記加算額は利用者の状況に応じて基本額に加算されます。

座間市介護予防通所介護相当サービス  
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会  
デイサービスセンター福寿ざま相武台



介護予防通所介護相当サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

### 1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本アメニティライフ協会
所 在 地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設 立	平成8年4月3日
資 本 金	5,000万円
代 表 者	代表取締役 江頭 瑞穂

### 2. 事業所の概要

名 称	デイサービスセンター福寿ざま相武台
所在地	座間市相武台2-32-20
電話番号	046-298-7845
開設年月日	2022年7月1日
事業の種類	座間市介護予防通所介護相当サービス
介護保険事業所番号	1474101688
管理者氏名	荒木 美奈子
同一敷地内の併設施設 又は事業所等	福寿ざま相武台(住宅型有料老人ホーム)

### 3. 営業日及びサービス提供時間等

営 業 日	月・火・水・木・金・土・日・祝 (365営業)
営業時間	8:30~17:30
サービス提供時間	9:40~16:40
通常の事業実施地域	座間市
利用定員	20名

#### 4. 設備

事務室	2箇所	2. 4 0 m <sup>2</sup> 、9. 0 m <sup>2</sup>
食堂兼機能訓練室	1箇所	6 0. 6 3 m <sup>2</sup>
相談室	1箇所	1 0. 1 2 m <sup>2</sup>
静養室	1箇所	2. 5 2 m <sup>2</sup>
浴室・脱衣室	3箇所	7. 5 0 m <sup>2</sup> 、9, 0 0 m <sup>2</sup>
洗面所	1箇所	1. 5 1 m <sup>2</sup>
トイレ	2箇所	うち、多目的トイレ1箇所

#### 5. 職員体制の概要

職 種	職 務 内 容 等	員数
管理者	勤務時間 8：30～17：30 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする	1名(常勤) 配置
生活相談員	勤務時間 9：40～16：45 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取ります。	サービス提供 時間内に1名以上 配置
介護従業員	勤務時間 9：40～16：45の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行います。	2名以上配置
看護	勤務時間 9：40～16：45 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。 サービス提供日ごとに、専ら提供に当たる看護職員を1以上配置行います。	サービス提供 日に1名以上 配置
機能訓練 指導員	勤務時間 9：40～16：45 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止 するための訓練指導、助言を行う。	サービス提供 日に1名以上 配置

#### 6. サービスの概要

介護予防通所介護 相当サービス計画の作成	事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した介護予防 通所介護相当サービス計画を作成します。
食事の支援	事業所において、食事の準備や配膳下膳などの必要な援助及び 必要に応じて食事の介助を行います。
入浴の支援	① 入浴、清拭の支援 ② 衣服の着脱、洗髪、洗身の支援 ③ その他の必要な支援
排泄の支援	① 排泄の声掛け、見守り等必要な支援 ② 排泄の準備、後始末

機能訓練	① 日常生活動作を通じた機能訓練 ② 散歩、ゲーム
レクリエーション活動	① 集団的に行うレクリエーション ② 季節に応じた行事
送迎サービス	① ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業実施地域外の送迎は交通費実費負担
介護予防通所介護相当サービス記録等の作成等	① サービスを提供したときは、「通所介護相当サービス記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ② 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間にわたり保存します。

## 7. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照)

介護保険料	介護保険料の自己負担分	
介護保険外利用料	食費	昼食600円・おやつ100円
	送迎費	実施地域を越えた時点から、片道分1kmごとに15円
	教養娯楽費	実費負担となります。

## 8. 緊急時対応方法および損害賠償

緊急時対応方法	① 利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。 ② 突発的な事象時（骨折や健康状態の急変）には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。
損害賠償責任	① 事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。 ② 事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険

## 9. 苦情相談窓口

事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号：046-298-7845</li> <li>・FAX 番号：046-298-7866</li> <li>・管理者：荒木 美奈子</li> <li>・対応時間：午前8時30分から午後5時30分</li> </ul>
座間市介護保険課 事業者支援係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：座間市緑ヶ丘1-1-1</li> <li>・電話番号：046-252-8077</li> <li>・FAX 番号：046-252-8238</li> <li>・利用時間：午前8時半から午後5時15分</li> </ul>
神奈川県国民健康保 険団体連合会 介護 福祉部 介護保険課 介護苦情相談係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：神奈川県横浜市西区楠町27番地1</li> <li>・電話番号：045-329-3447</li> <li>・利用時間：午前8時半から午後5時15分</li> </ul>
(その他相談窓口)	<p>所在地：</p> <p>電話番号：</p> <p>受付時間：</p>

## 10. サービスの利用にあたっての留意事項

利用日にご持参いただくもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等）</li> <li>② 内服薬及び処置に必要な医療用材料</li> <li>③ 上履き及び着替え</li> <li>④ ご家族との連絡帳</li> <li>⑤ その他利用者のサービスに必要な用品</li> </ul>
その他の留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。</li> <li>② 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。</li> <li>③ 所持金品は自己の責任で管理してください。</li> <li>④ 事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。</li> <li>⑤ 施設内は全館禁煙です。</li> </ul>

以上

## 1 1. 非常火災対策

- 1 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。
- 2 管理者は、甲種防火管理者を選任します。
- 3 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。
- 4 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。

## 1 2. 秘密保持

- ① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。  
また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとしします。

## 1 3. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

## 1 4. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### 1 5. 虐待の防止及び発生時の対応

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事所における虐待の防止のための指針を整備する。
- ④ 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ⑤ 前3号に掲げる措置を適切に実施するため事業所の管理者を担当者とする。
- ⑥ 従業者が高齢者虐待を把握した場合、虐待の防止のための指針に基づき、管轄行政等へ迅速かつ適切に通報することとする。

### 1 6. 身体拘束等の原則禁止

- ① 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

### 1 7. 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- ② 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

### 1 8. その他運営についての留意点

- ① 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。
  - 1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
  - 2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）
- ② 事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- ③ 事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

### 1 9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	

実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

以上

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

介護予防通所介護相当サービス利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

事業所 (所在地) 座間市相武台 2-32-20

(名称) デイサービスセンター福寿ざま相武台

説明者 (氏名) 印

介護予防通所介護相当サービス利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

料 金 表

デイサービスセンター福寿さま相武台

2024年6月1日現在

介護保険外利用料

座間市 5級地： (10.45円)

食費	昼食	600円/回	ご利用者に提供する食事に係る費用
	おやつ	100円/回	
送迎費	実施地域を越えた地点から、 片道分1kmごとに15円		通常の事業実施地域外への送迎に係る費用
おむつ代	実費		

座間市介護予防通所介護相当サービスの基本単位

	単位	利用者負担額の目安			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
通所型独自サービス11	事業対象者・要支援1				
	1,798単位	1,879円	3,758円	5,637円	
通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2				
	3,621単位	3,784円	7,568円	11,352円	

座間市介護予防通所介護相当サービスの加算単位・減算単位

項目	単位	利用者負担額の目安			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	240単位	251円	502円	753円	認知症によって事業対象者、要支援者となった若年性認知症の利用者に対して、個別に担当者を定めサービス提供した場合、1月につき加算されます。
同一建物に居住する利用者の減算	-376単位	-393円	-786円	-1,179円	併設建物の利用者へのサービス提供の場合、1月につき減算されます。 ※事業対象者・要支援1
同一建物に居住する利用者の減算	-752単位	-786円	-1,572円	-2,358円	併設建物の利用者へのサービス提供の場合、1月につき減算されます。 ※事業対象者・要支援2
送迎減算(片道につき)	-47単位	-50円	-99円	-148円	事業所が送迎を行わず、利用者自身による来所・家族による送迎等が行われた場合に片道につき減算されます。
科学的介護推進体制加算	40単位	42円	84円	126円	全ての利用者に係る心身の状況等のデータについて科学的介護情報システム(LIFE)を通じて厚生労働省へ少なくとも3ヶ月ごとに1回以上提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上に取り組んだ場合、1月につき加算されます。
介護職員等処遇改善加算II	介護報酬総単位数(基本額+各種加算減算)×9%<1単位未満の端数四捨五入>となります。				

※利用者負担額(1割、2割又は3割)の算出方法

$$\text{単位} \times \text{地域単価} (5 \text{級地: } 10.45 \text{円}) \times 1 (\text{日又は月}) = \text{〇〇円} (1 \text{円未満切り捨て})$$

$$\text{〇〇円} - (\text{〇〇円} \times 0.9, 0.8 \text{又は} 0.7 (1 \text{円未満切り捨て})) = \text{△△円} ( \text{利用者負担額} )$$

※上記加算額は利用者の状況に応じて基本額に加算されます。

相模原市通所介護相当サービス  
重要事項説明書

株式会社日本アメニティライフ協会  
デイサービスセンター福寿ざま相武台



通所介護相当サービスの提供を開始するにあたり、事業の重要事項を説明いたします。

#### 1. 事業者の概要

名 称	株式会社日本アメニティライフ協会
所 在 地	横浜市青葉区みたけ台5番地10
電話番号	045-978-5051
設 立	平成8年4月3日
資 本 金	5,000万円
代 表 者	代表取締役 江頭 瑞穂

#### 2. 事業所の概要

名 称	デイサービスセンター福寿さま相武台
所在地	座間市相武台2-32-20
電話番号	046-298-7845
開設年月日	2022年7月1日
事業の種類	通所介護相当サービス
介護保険事業所番号	1474101688
管理者氏名	荒木 美奈子

#### 3. 営業日及びサービス提供時間等

営 業 日	月・火・水・木・金・土・日・祝 (365日営業)
営業時間	8:30~17:30
サービス提供時間	9:40~16:40
通常の事業実施地域	相模原市の一部地域 (相武台・相模台・御園・南台・西大沼・麻溝台・新磯野)
利用定員	20名

#### 4. 設備

事務室	1箇所	2.40㎡、9.0㎡
食堂兼機能訓練室	1箇所	60.63㎡
相談室	1箇所	10.12㎡
静養室	1箇所	2.25㎡
浴室・脱衣室	3箇所	7.50㎡、9.00㎡

洗面所	1 箇所	1. 15㎡
トイレ	2 箇所	うち、多目的トイレ1 箇所

## 5. 職員体制の概要

職 種	職 務 内 容 等	員数
管理者	勤務時間 8：30～17：30 事業所の従業者及び業務に関する一元的な管理をする	1名(常勤)
生活相談員	勤務時間 9：40～16：40 利用者等の相談に応じ、他事業所や機関との連携を取ります。	サービス提供 時間に1以上 配置
介護従業員	勤務時間 9：40～16：40の間でのシフト制 利用者数に応じ、介護保険法に基づき適正な配置を行います。	2名以上 配置
看護職員	勤務時間 9：40～16：40 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。 サービス提供日ごとに、専ら提供に当たる看護職員を1以上配置行います。	サービス提供 日1名以上 配置
機能訓練 指導員	勤務時間 9：40～16：40 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止 するための訓練指導、助言を行う。	サービス提供 日1名以上 配置

## 6. 介護サービスの概要

通所介護相当サービス計画 の作成	事業所は、具体的な介護サービスの内容等を記載した通所介護 相当サービス計画を作成します。
食事の支援	事業所において、食事の準備や配膳下膳などの必要な援助及び 必要に応じて食事の介助を行います。
入浴の支援	① 入浴、清拭の支援 ② 衣服の着脱、洗髪、洗身の支援 ③ その他の必要な支援
排泄の支援	① 排泄の声掛け、見守り等必要な支援 ② 排泄の準備、後始末
機能訓練	① 日常生活動作を通じた機能訓練 ② 散歩、ゲーム
レクリエーション活動	① 集団的に行うレクリエーション ② 季節に応じた行事

送迎サービス	① ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスの提供 ※通常の事業実施地域外の送迎は交通費実費負担
通所介護相当サービス記録等の作成等	① サービスを提供したときは、「通所介護相当サービス記録」等の書面に、提供したサービス内容等の必要事項を記入します。 ② 事業者は、介護サービスの提供に関する記録を作成し、契約期間中及び契約終了日から5年間にわたり保存します。

## 7. 利用料の概要

(費用の内容や詳細については別紙 料金表を参照)

介護保険料	介護保険料の自己負担分	
介護保険外利用料	食費	昼食600円・おやつ100円
	送迎費	実施地域を超えた所から、1キロ100円
	教養娯楽費	実費負担となります。

## 8. 緊急時対応方法および損害賠償

緊急時対応方法	① 利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は管理者及び主治医と連絡をとり、関係各機関と連携し迅速に対応します。 ② 突発的な事象時(骨折や健康状態の急変)には救急車での対応となり、ご家族等に連絡がとれないうちに病院へ搬送する場合がありますので予めご了承ください。
損害賠償責任	① 事業者は、介護サービスの提供にあたり、万一事故等が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が生じた場合、利用契約書第10条の規定により損害賠償を行います。 ② 事業者は、事業者の故意、過失による事故発生に備えて下記の損害賠償責任保険に加入しています。
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険株式会社 賠償責任保険

## 9. 苦情相談窓口

事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号：046-298-7845</li> <li>・FAX 番号：046-298-7866</li> <li>・管理者：荒木 美奈子</li> <li>・対応時間：午前8時30分から午後5時30分</li> </ul>
相模原市役所 福祉基盤課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館4階</li> <li>・電話番号：042-769-9226</li> <li>・利用時間：午前8時半から午後5時15分</li> </ul>

神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課 介護苦情相談係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地：神奈川県横浜市西区楠町27番地1</li> <li>・電話番号：045-329-3447</li> <li>・利用時間：午前8時半から午後5時15分</li> </ul>
-------------------------------------	---

## 10. サービスの利用にあたっての留意事項

利用日にご持参いただくもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険被保険者証及び健康保険被保険者証（初回及び更新時等）</li> <li>② 内服薬及び処置に必要な医療用材料</li> <li>③ 上履き及び着替え</li> <li>④ ご家族との連絡帳</li> <li>⑤ その他利用者のサービスに必要な用品</li> </ul>
その他の留意事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業所の設備や器具等は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。</li> <li>② 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。</li> <li>③ 所持金品は自己の責任で管理してください。</li> <li>④ 事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。</li> <li>⑤ 施設内は全館禁煙です。</li> </ul>

以上

### 11. 非常火災対策

<ul style="list-style-type: none"> <li>1 従事者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めます。</li> <li>2 管理者は、甲種防火管理者を選任します。</li> <li>3 甲種防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検します。</li> <li>4 甲種防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、1年に2回避難及び救出その他必要な訓練を行います。</li> </ul>
--

### 12. 秘密保持

<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は本契約の終了した後も継続します。 また、この守秘義務は雇用契約期間中及びその終了後においても継続することを、職員との雇用契約の内容とします。</li> <li>② 前項の規定にかかわらず、利用者に係わる居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者またはその家族等の個人情報を利用できるものとします。</li> </ul>
--

### 1 3. 個人情報の保護

- ①利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- ②事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又は家族の同意を得るものとする。
- ③従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ④従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含むものとする。

### 1 4. 業務継続計画の策定等

- ①事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- ②事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

### 1 5. 虐待の防止及び発生時の対応

- ・事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。
- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - ②事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するため事業所の管理者を担当者とする。
  - ⑤ 従業者が高齢者虐待を把握した場合、虐待の防止のための指針に基づき、管轄行政等へ迅速かつ適切に通報することとする。

### 1 6. 身体拘束等の原則禁止

- ①事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ②事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由など必要な事項を記載することとする。

#### 17. 衛生管理等

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- ② 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。

#### 18. その他運営についての留意点

- ①従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。又は業務体制を整備する。
  - 1. 採用時研修（採用後1ヶ月以内）
  - 2. 継続研修（2ヶ月に1回程度実施）
- ②事業所は、通所介護等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保管する。
- ③事業所は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の通所介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

#### 19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

以上

【重要事項の説明年月日】

年 月 日

通所介護相当サービス利用契約書の締結にあたり、重要事項を説明し交付いたしました。

事業所 (所在地) 座間市相武台2-32-20

(名称) デイサービスセンター福寿ざま相武台

説明者 (氏名) 印

通所介護相当サービス利用契約書の締結にあたり、説明を受け、同意し交付を受けました。

利用者 (住所)

(氏名) 印

利用者代理人 (住所)

(氏名) 印

料金表

デイサービスセンター福寿さま相武台

2024年6月1日現在

介護保険外利用料

食費	昼食	600円/回	ご利用者に提供する食事に係る費用
	おやつ	100円/回	
送迎費		実施地域を越えた所から片道から1キロ15円	通常の事業実施地域外への送迎に係る費用
おむつ代・パット代		実費負担となります。	
教養娯楽費		実費負担となります。	

相模原市通所介護相当サービスの基本単位

要介護状態区分	単位	利用者負担額の目安			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
事業対象者 要支援1	通所型サービスⅠ 1月の中で1回から4回通所介護相当サービスを利用する場合（入浴有）、1回あたり。				
	475単位	501円	1,002円	1,502円	※1月につき1回から4回まで
	通所型サービスⅡ 1月の中で1回から4回通所介護相当サービスを利用する場合（入浴無）、1回あたり。				
	455単位	480円	959円	1,439円	※1月につき1回から4回まで
	通所型独自サービスⅢ 1月の中で5回利用をした場合の5回目分のみ（入浴有）。				
	475単位	501円	1,002円	1,502円	※1月につき1回のみ
事業対象者 要支援2	通所型独自サービスⅣ 1月の中で5回利用をした場合の5回目分のみ（入浴無）。				
	455単位	480円	959円	1,439円	※1月につき1回のみ
	通所型独自サービスⅤ 1月の中で1回から8回通所介護相当サービスを利用する場合（入浴有）、1回あたり。				
	475単位	501円	1,002円	1,502円	※1月につき1回から8回まで
	通所型独自サービスⅥ 1月の中で1回から8回通所介護相当サービスを利用する場合（入浴無）、1回あたり。				
	455単位	480円	959円	1,439円	※1月につき1回から8回まで
事業対象者 要支援2	通所型独自サービスⅦ 1月の中で9回または10回利用をした場合の9回目及び10回目分のみ（入浴有）。				
	475単位	501円	1,002円	1,502円	※1月につき2回まで
	通所型独自サービスⅧ 1月の中で9回または10回利用をした場合の9回目及び10回目分のみ（入浴無）。				
	455単位	480円	959円	1,439円	※1月につき2回まで

通所介護相当サービスの加算単位・減算単位

項目	単位	利用者負担額の目安			内容
		1割負担	2割負担	3割負担	
若年性認知症利用者受入加算	240単位	253円	506円	759円	認知症によって事業対象者、要支援者となった若年性認知症の利用者に対して、個別に担当者を定めサービス提供した場合、1月につき加算されます。
同一建物に居住する利用者の減算	-376単位	-397円	-793円	-1,189円	併設建物の利用者へのサービス提供の場合、1月につき減算されます。 ※要支援1、要支援2（週1回程度）、事業対象者（週1回程度）
同一建物に居住する利用者の減算	-752単位	-793円	-1,586円	-2,378円	併設建物の利用者へのサービス提供の場合、1月につき減算されます。 ※要支援2（週2回程度）、事業対象者（週2回程度）
科学的介護推進体制加算	40単位	43円	85円	127円	全ての利用者に係る心身の状況等のデータについて科学的介護情報システム（LIFE）を通じて厚生労働省へ少なくとも3ヶ月ごとに1回以上提出してフィードバックを受け、事業所単位でのPDCAサイクル・ケアの質の向上に取り組んだ場合、1月につき加算されます。
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数（基本額＋各種加算減算）×9%＜1単位未満の端数四捨五入＞となります。				

※利用者負担額（1割、2割又は3割）の算出方法  
 単位×地域単価（4級地：10.54円）×1日＝〇〇円（1円未満切り捨て）  
 〇〇円－（〇〇円×0.9、0.8又は0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）  
 ※上記加算額は利用者の状況に応じて基本額に加算されます。